

## 【参考】

### 1 無線従事者免許の取得方法（電波法第41条）

- ・ 国家試験に合格する。
- ・ 養成課程(講習会)を修了する。
- ・ 大学や高等学校等で「無線通信に関する科目」を修めて卒業する。
- ・ 無線従事者免許を有する者が無線局の業務に従事することで上位の資格を得る。

### 2 確認科目のメリット

大学等の教育課程において「無線通信に関する科目」を修めて卒業した者は、国家試験等が免除され、科目履修証明書、履修内容証明書※及び卒業証明書を添えて申請することにより無線従事者の免許を取得できる。

※ 科目確認校を卒業した場合、履修内容証明書の提出を省略できる。

### 3 信越管内の科目確認校一覧

平成26年1月29日現在

学校名	部科名 (適用期間)	取得可能資格 (略号)
諏訪東京理科大学	システム工学部電子システム工学科 (平成14年4月～平成29年3月)	陸特1 海特3
	工学部電気電子工学科 (平成26年4月～平成39年3月)	
	工学部コンピュータメディア工学科 (平成26年4月～平成39年3月)	
信州大学	工学部電気電子工学科 (平成20年4月～平成28年3月)	陸特1 海特3
新潟大学	工学部電気電子工学科 (平成10年4月～平成27年3月)	陸特1 海特2
	工学部情報工学科 (平成10年4月～平成27年3月)	
新潟工科大学	工学部情報電子工学科 (平成15年4月～ )	陸特1 海特3
新潟県立上越総合技術高等学校	電子情報科 (平成15年4月～ )	陸特3 海特2
新潟県立長岡工業高等学校	電子科 (平成17年4月～平成28年3月)	陸特3 海特2

### 4 資格の内容(一部)

資格名 (略号)	操作できる主な無線設備
第一級陸上特殊無線技士 (陸特1)	電気通信事業者や電力会社等が開設する無線局の多重無線設備
第三級海上特殊無線技士 (海特3)	プレジャーボートや漁船等の小型船舶に開設する無線局の無線設備